

○都市再生推進事業費補助交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1編・第2編 (略)</p> <p>第3編 都市再生区画整理事業</p> <p>第6条 (略)</p> <p>第6条の2 定義 本編で用いる用語の定義は、特に別の定めのない限り次の各号による。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 「立体換地建築物」とは、次の<u>イ及びロに該当する地区であって、かつ、ハからホのいずれかに該当する地区において整備される土地区画整理法(昭和29年法律第119号。この号において「法」という。)</u>第93条に規定する建築物をいう。</p> <p><u>イ 法第93条に規定する建築物の整備が、次のいずれかに該当する法律により国の関与が政策上位置づけられた区域内で実施される事業であるもの</u></p> <p><u>(1) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第2項第3号に規定する都市機能誘導区域(以下第3編関係部分において「都市機能誘導区域」という。)の区域内、かつ、鉄道・地下鉄駅(ピーク時運行本数(片道)が3本以上)から半径1キロメートルの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場(ピーク時運行本数(片道)が3本以上)から半径500メートルの範囲内において行われるもの</u></p> <p><u>(2) 都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急</u></p>	<p>第1編・第2編 (略)</p> <p>第3編 都市再生区画整理事業</p> <p>第6条 (略)</p> <p>第6条の2 定義 本編で用いる用語の定義は、特に別の定めのない限り次の各号による。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 「立体換地建築物」とは、次の<u>要件</u>のいずれかに該当する地区において整備される土地区画整理法(昭和29年法律第119号。この号において「法」という。)第93条に規定する建築物をいう。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>整備地域内において行われるもの</u></p> <p><u>(3) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第3条第1項第1号に規定する防災再開発促進地区として定め、又は定められる予定である地区において実施されるもの</u></p> <p><u>(4) 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域において行われるもの</u></p> <p><u>ロ 法第93条に規定する建築物の整備が、次に掲げる全ての要件を満たす事業マネジメントを徹底した事業であるもの</u></p> <p><u>(1) 工事費等が高騰した場合の施行者による対応方針が作成されるものであること</u></p> <p><u>(2) 事業遂行に対して、認可権者及び市町村による役割・責務が十分に果たされるものであること</u></p> <p><u>(3) 事業当初及び見直し時点における工事費及び保留地処分単価が、市場の工事動向や市場価格と比較して適切であること</u></p> <p><u>ハ～ホ（略）</u></p> <p>四 「立体換地建築物工事費」とは、立体換地建築物の工事費に要する費用のうち、次に掲げるものをいう。ただし、補助の対象となる費用は、減価補償金地区にあつては立体換地を実施しなかったとした場合に交付すべきこととなる減価補償金に相当する額を限度とし、過小宅地対策地区にあつては過小宅地をすべて立体換地した場合に必要となる<u>次に掲げる費用に相当する額</u>を限度とし、高度利用・防火対策地区にあつては非耐火建築物の敷地である宅地及び都市計画に定められた建築物の高さの最低限度を下回る宅地を全て立体換地した場合に必要となる</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>イ～ハ（略）</u></p> <p>四 「立体換地建築物工事費」とは、立体換地建築物の工事費に要する費用のうち、次に掲げるものをいう。ただし、補助の対象となる費用は、減価補償金地区にあつては立体換地を実施しなかったとした場合に交付すべきこととなる減価補償金に相当する額を限度とし、過小宅地対策地区にあつては過小宅地をすべて立体換地した場合に必要となる額を限度とし、高度利用・防火対策地区にあつては非耐火建築物の敷地である宅地及び都市計画に定められた建築物の高さの最低限度を下回る宅地を全て立体換地した場合に必要となる額を限度とする。</p>

改正後	改正前
<p><u>次に掲げる費用に相当する額</u>を限度とする。</p> <p>イ 調査設計に要する費用 <u>立体換地建築物の基本設計及び建築設計に要する費用</u>にあっては、<u>建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（令和6年国土交通省告示第8号）をもとに算出した額を標準とする。</u></p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>ニ 立体換地建築物に係る共同施設整備費</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) その他の施設に係る費用</p> <p>①～⑦（略）</p> <p>⑧ 駐車場の整備に要する費用 <u>駐車場の整備に要する費用（⑨に掲げるb、c、d又はeのいずれにも該当しないものにおいては、</u>条例による附置義務相当分の整備に要する費用に限る。）。ただし、駐車場を特定の者の専用として処分する場合は、当該費用からその処分価額を減じて得た額を駐車場の整備に要する費用とみなす。</p> <p>⑨ 共用通行部分の整備に要する費用 次のaからeまでの要件のいずれかに該当する場合における共用通行部分（廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所又はホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものは除く。）の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの（ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。）</p>	<p>イ 調査設計に要する費用 <u>（新設）</u></p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>ニ 立体換地建築物に係る共同施設整備費</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) その他の施設に係る費用</p> <p>①～⑦（略）</p> <p>⑧ 駐車場の整備に要する費用 <u>条例により駐車場の附置義務のある地区における</u>駐車場の整備に要する費用（条例による附置義務相当分の整備に要する費用に限る。）。ただし、駐車場を特定の者の専用として処分する場合は、当該費用からその処分価額を減じて得た額を駐車場の整備に要する費用とみなす。</p> <p>⑨ 共用通行部分の整備に要する費用 次のaからeまでの要件のいずれかに該当する場合における共用通行部分（廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所又はホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものは除く。）の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの（ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。）</p>

改正後	改正前
<p>工事費算定式：$P = C \times (S1 / S2) + E$</p> <p>P : 共用通行部分の整備に要する費用 C : 立体換地建築物の建築主体工事費 (全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。)</p> <p>S1 : 補助対象となる共用通行部分の床面積の合計 S2 : 立体換地建築物の延べ面積 E : エレベーター及びエスカレーターの設備工事費</p> <p>a～d (略)</p> <p>e <u>都市機能誘導区域の区域内、かつ、鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径1キロメートルの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径500メートルの範囲内において行われるものである場合</u></p> <p>⑩～⑫ (略)</p> <p>⑬ 高齢者等生活支援施設の整備に要する費用 車椅子用便所（特定の施設で独占的に使用するものを除く。）、<u>緊急連絡装置及び子育て支援に資する施設</u>の整備に要する費用</p> <p><u>⑭ 共用搬入施設の整備に要する費用</u> <u>⑨に掲げるb、c、d又はeに該当する場合で、共用搬入施設（リフト等の貨物搬送用の施設及び荷捌きスペースをいう。）</u></p>	<p>工事費算定式：$P = C \times (S1 / S2) + E$</p> <p>P : 共用通行部分の整備に要する費用 C : 立体換地建築物の建築主体工事費 (全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。)</p> <p>S1 : 補助対象となる共用通行部分の床面積の合計 S2 : 立体換地建築物の延べ面積 E : エレベーター及びエスカレーターの設備工事費</p> <p>a～d (略)</p> <p>e <u>制度要綱第3編第6条の3第2項第三号の要件に該当する地区内の土地区画整理事業である場合</u></p> <p>⑩～⑫ (略)</p> <p>⑬ 高齢者等生活支援施設の整備に要する費用 車椅子用便所（特定の施設で独占的に使用するものを除く。） <u>及び緊急連絡装置の整備に要する費用</u> <u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>の整備に要する費用</u></p> <p><u>⑮ 防音・防振工事に要する費用</u></p> <p><u>⑨に掲げるb、c、d又はeに該当する場合で、工場と住宅等を一体的に整備する場合に必要な防音・防振工事に要する費用</u></p> <p><u>⑯ 防災関連施設の整備に要する費用</u></p> <p><u>備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の整備に要する費用</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>五～十六 (略)</p> <p>第6条の3 (略)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>ホ 駐車場の整備費</u></p> <p><u>土地区画整理事業の減歩で生み出された土地において整備される駐車場の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。ただし、(1)の③及び(2)については、機械設備相当(全体整備費の4分の1とみなす。)とし、概ね300台分の費用を限度とする。</u></p> <p><u>(1) 設計費</u></p> <p><u>① 基本設計費</u></p> <p><u>駐車場の基本設計に要する費用</u></p> <p><u>② 地盤調査費</u></p> <p><u>駐車場の実施設計及び建設に必要な地盤調査に要する費用</u></p> <p><u>③ 実施設計費</u></p> <p><u>駐車場の実施設計に要する費用</u></p> <p><u>(2) 施設整備費</u></p> <p><u>駐車場の建設に要する費用</u></p> <p>五～十六 (略)</p> <p>第6条の3 (略)</p>

改正後	改正前
第4編～第7編 (略)	第4編～第7編 (略)
第8編 まち再生総合支援事業	第8編 まち再生総合支援事業
第1章・第2章 (略)	第1章・第2章 (略)
第3章 まちづくりファンド支援事業	第3章 まちづくりファンド支援事業
第14条 (略)	第14条 (略)
<p>2 前項の支援に係る要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 民間都市開発推進機構の出資金が、まちづくりファンドとの契約等により、地域内の一定の区域の価値向上に資する民間まちづくり事業（当該民間まちづくり事業と関連して一体不可分なソフト事業（人件費、賃借料その他の経常的な経費を充てて行うものを除き、当該民間まちづくり事業により整備した施設を利活用して成果指標の達成のために行う事業を含む。）を含む。）を実施する者への出資<u>若しくは貸付け（資本性貸付金に限る。）</u>又は当該民間まちづくり事業を実施する者が発行する社債の取得に充てられることが確実であること。</p>	<p>2 前項の支援に係る要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 民間都市開発推進機構の出資金が、まちづくりファンドとの契約等により、地域内の一定の区域の価値向上に資する民間まちづくり事業（当該民間まちづくり事業と関連して一体不可分なソフト事業（人件費、賃借料その他の経常的な経費を充てて行うものを除き、当該民間まちづくり事業により整備した施設を利活用して成果指標の達成のために行う事業を含む。）を含む。）を実施する者への出資又は当該民間まちづくり事業を実施する者が発行する社債の取得に充てられることが確実であること。</p>
二・三 (略)	二・三 (略)
第14条の2～第14条の4 (略)	第14条の2～第14条の4 (略)
第14条の5 (略)	第14条の5 (略)
第14条の6 (略)	第14条の6 (略)

改正後	改正前
<p>第4章 民間都市開発事業支援事業</p> <p><u>第14条の7</u> 補助金の交付対象及び補助金の額</p> <p>1・2 (略)</p> <p>第9編～第12編 (略)</p> <p>第13編 まちなかウォークアブル推進事業</p> <p>第21条 補助対象</p> <p>1 総則</p> <p>補助金の交付対象事業は、制度要綱第13編第42条第1項に規定するウォークアブル推進計画に位置付けられた事業のうち、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）（以下「交付金交付要綱」という。）附属第Ⅱ編表10－（1）（以下「事業一覧表」という。）第1項から第5項、第9項から第11項（<u>第10項第9号を除く</u>）、第14項（第4号を除く）、第18項、第21項及び第27項から第31項に<u>掲げる</u>事業とする。</p> <p>ただし、事業一覧表に掲げる事業について、市町村が実施するとされている事業については、制度要綱第13編第40条に規定する事業主体（以下単に「事業主体」という。）が実施する事業と読み替えて、これを適用する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第4章 民間都市開発事業支援事業</p> <p><u>第14条の5</u> 補助金の交付対象及び補助金の額</p> <p>1・2 (略)</p> <p>第9編～第12編 (略)</p> <p>第13編 まちなかウォークアブル推進事業</p> <p>第21条 補助対象</p> <p>1 総則</p> <p>補助金の交付対象事業は、制度要綱第13編第42条第1項に規定するウォークアブル推進計画に位置付けられた事業のうち、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）（以下「交付金交付要綱」という。）附属第Ⅱ編表10－（1）（以下「事業一覧表」という。）第1項から第5項<u>までの事業</u>、第9項から第11項<u>までの事業</u>、第14項<u>から第16項</u>（<u>第14項</u>第4号を除く）<u>までの事業</u>、第18項<u>の事業</u>、第21項<u>の事業</u>及び第27項から第31項<u>までの事業</u>とする。</p> <p>ただし、事業一覧表に掲げる事業について、市町村が実施するとされている事業については、制度要綱第13編第40条に規定する事業主体（以下単に「事業主体」という。）が実施する事業と読み替えて、これを適用する。</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>第21条の2 (略)</p> <p>第14編 (略)</p> <p>第15編 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業</p> <p>第24条 (略)</p> <p>第25条 補助金の額</p> <p>1 地方公共団体に対する補助</p> <p>一 (略)</p> <p>二 国は、予算の範囲内において、<u>次の(1)又は(2)のいずれかに該当する都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画については、早期実装タイプとして、前号にかかわらず、地方公共団体が行う都市空間情報デジタル基盤構築支援事業の実施に要する費用のうち、それぞれ(1)又は(2)に定める額を限度として国費を充当することができる。この場合、当該額を超えた分については当該地方公共団体が負担するものとする。</u></p> <p><u>(1) 次のイからハまでのいずれにも該当するものは、10,000千円とする。</u></p> <p><u>イ</u> 前条第2項各号に掲げる要件を満たしていること。</p> <p><u>ロ</u> 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画の初年度であること。</p> <p><u>ハ</u> <u>ロ</u>の事業によって早期に課題解決や新たな価値創造が図られることが見込まれること。</p>	<p>第21条の2 (略)</p> <p>第14編 (略)</p> <p>第15編 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業</p> <p>第24条 (略)</p> <p>第25条 補助金の額</p> <p>1 地方公共団体に対する補助</p> <p>一 (略)</p> <p>二 国は、予算の範囲内において、<u>次の(1)から(3)までのいずれにも該当する都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画については、早期実装タイプとして、前号にかかわらず、予算の範囲内において、地方公共団体が行う都市空間情報デジタル基盤構築支援事業の実施に要する費用のうち10,000千円までは国費を充当することができる。この場合、10,000千円を超えた分については当該地方公共団体が負担するものとする。</u></p> <p><u>(1)</u> 前条第2項各号に掲げる要件を満たしていること。</p> <p><u>(2)</u> 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画の初年度であること。</p> <p><u>(3)</u> <u>(2)</u>の事業によって早期に課題解決や新たな価値創造が図られることが見込まれること。</p>

改正後	改正前
<p><u>活用すること。</u></p> <p><u>(3) 事前復興まちづくり計画の策定に向けた具体的な検討を実施すること。</u></p> <p><u>四</u> 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が都市空間情報デジタル基盤構築支援事業を実施する者に対して補助する費用（事務費を含む。）の2分の1以内又は当該事業に要する費用の3分の1以内のいずれか低い額を補助することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第25条の2～第25条の3 (略)</p> <p>第16編 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>1 施行期日</u></p> <p><u>改正後の要綱は、令和8年4月7日から施行する。</u></p> <p><u>2 都市再生区画整理事業に係る措置</u></p> <p><u>本改正要綱の施行の際現に改正前の要綱に基づき実施されている事業は、なお従前の例によるものとする。</u></p>	<p><u>三</u> 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が都市空間情報デジタル基盤構築支援事業を実施する者に対して補助する費用（事務費を含む。）の2分の1以内又は当該事業に要する費用の3分の1以内のいずれか低い額を補助することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第25条の2～第25条の3 (略)</p> <p>第16編 (略)</p>